

# 要介護認定について

介護認定のお問い合わせは

西宮市 高齢介護課

電話 0798(35)3133  
0798(35)3348

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

- ① 申請書
  - ② 認定調査について (アンケート)
  - ③ 介護保険被保険者証
- を **高齢介護課へ提出** (郵送または窓口へ持参)  
※各支所、サービスセンターでは提出できません。

## 主治医の意見書

事前に主治医から意見書作成の承諾をもらってください。  
市から主治医に対して医学的な見地による意見書の提出を依頼します。改めて受診が必要な場合は、主治医の指示に従ってください。

## 訪問調査

### 基本調査

申請から訪問調査まで通常2~4週間程度かかります。  
訪問調査は、あらかじめ決められた項目から選択する「基本調査」と項目選択では表現できない内容を記述する「特記事項」で構成された調査票を用いて行います。

### 特記事項

## コンピュータによる判定 (一次判定)

「基本調査」と「意見書の項目の一部」をコンピュータに入力し、全国一律の基準に基づき介護に必要な時間を推計します。

## 介護認定審査会による審査判定

介護が必要な程度についての審査をします。

|      |      |      |      |      |      |      |     |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 要介護5 | 要介護4 | 要介護3 | 要介護2 | 要介護1 | 要支援2 | 要支援1 | 非該当 |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|

### 状態の維持・改善可能性の審査

「要支援2」と「要介護1」は介護が必要な程度は同じですので、予防給付の適切な利用<sup>(※1)</sup>が見込まれるかどうか追加の審査をします。

#### ※1: 予防給付の適切な利用が見込まれない状態像

- ① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ② 認知機能や思考・感情等の障害により十分な説明を行ってもなお、予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

## 要介護認定の結果

認定結果は介護保険被保険者証に記載して郵送にて通知します。

サービスの利用方法については裏面をご参照ください。

## 申請の方法

### ● 申請書類の入手方法

市ホームページ(ページ番号97175112)からダウンロードできるほか、高齢介護課から郵送することもできます。  
また、本庁舎1階の高齢介護課11番窓口および各支所、サービスセンターの窓口でも配布しています。

### ● 申請時の注意点

現在医療保険で、訪問看護やリハビリを利用している場合は、事前に利用中の医療機関へ介護認定の申請中であることを必ず伝えてください。  
これらのサービスについては、介護保険が優先して適用されるため、必要な手続きをせずサービスを利用した場合に本人負担額が10割になることがあります。

### ● 介護保険被保険者証がお手元がない場合

申請書類と併せて「介護保険資格異動届兼証交付等申請書」を提出してください。  
(入手方法は上記「●申請書類の入手方法」と同じ)  
※介護保険被保険者証の再発行手続きは不要です。

## 2号被保険者の方

(40歳から64歳までの医療保険に加入している方)

- 特定疾病を理由に申請する2号被保険者の方は、申請書に医療保険被保険者証の写しを添付してください。
- 介護保険被保険者証の交付を受けていない方は、併せて「介護保険資格異動届兼証交付等申請書」を添付してください。

## ■ 「更新」の申請

認定には有効期間があります(介護保険被保険者証に記載されています)。引き続きサービスを利用したい場合は、更新の申請が必要です。更新の申請は、有効期間満了の60日前からできます。

## ■ 「変更」の申請

認定の有効期間内でも、心身の状態が変わった場合には、要介護状態区分の変更の申請ができます。

## ■ 介護保険資格者証および介護保険負担割合証

申請の受付後、被保険者証の内容を記載した介護保険資格者証をお送りします。新規申請をした方には、介護サービスを利用するときの利用者の負担割合(1割~3割)を記載した介護保険負担割合証もお送りします。

## ■ すぐにサービス利用が必要なときは

状況により、認定結果が出る前に介護サービスを利用できる場合がありますので、お住いの地域の西宮市高齢者あんしん窓口または居宅介護支援事業者へご相談ください。

西宮市高齢者あんしん窓口  
(地域包括支援センター)

高齢者の総合相談・支援等を行う身近な相談窓口です。



## ■ 認定結果通知

申請から要介護認定の結果通知までには、通常30日程度かかります。要介護または要支援と認定された場合、有効期間開始日は申請日までさかのぼります。更新申請の場合は、前回の有効期間が満了する日の翌日が新たな有効期間の開始日となります。

## ■ 認定結果に不服があるときは

兵庫県が設置する「介護保険審査会」(電話 078-341-7711)に不服を申し立てることができます。まずは市の高齢介護課へご相談ください。

## 認定結果が、「非該当」の方は・・・

### ● 一般介護予防事業の利用、地域活動への参加

西宮いきいき体操等に参加して、介護予防、フレイル予防に取り組みましょう。

※一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象です。

※地域活動の検索はこちら

(西宮市社会資源情報サイト「にしま〜れ」)



### ● 介護予防・生活支援サービス利用(事業対象者)

65歳以上の方で生活機能の低下を調べる基本チェックリストの判定等により、サービスを利用できる場合があります。

希望される方は西宮市高齢者あんしん窓口へご相談ください。

# 介護保険で利用できる主なサービス

## 日常生活の手助けを受ける

### ●ホームヘルプサービス

ホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられます。

#### 身体介護

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認

など

#### 生活援助

- 住居の掃除 ●買い物
- 食事の準備、調理 ●洗濯
- 薬の受け取り

など

## 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

### ●デイサービス

食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



## 自宅で看護を受ける

### ●訪問看護

看護師などに訪問してもらい、血圧などの健康状態の確認、点滴、医療機器の管理などの医療的ケアを受けられます。



## 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

### ●短期入所サービス（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。



## 生活全般の介護が必要

### ●特別養護老人ホーム（原則要介護3以上の人が対象）

常に介護が必要な方で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

## 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

### ●福祉用具貸与

車いすや電動ベッドなどの福祉用具の貸与を受けられます。要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる
- × = 原則として利用できない
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる

|   | 要支援 1・2<br>要介護 1 | 要介護 2・3 | 要介護 4・5 |
|---|------------------|---------|---------|
| ・手すり（工事をともなわないもの）<br>・スロープ（工事をともなわないもの）<br>・歩行器 ・歩行補助つえ     | ○                | ○       | ○       |
| ・車いす<br>・特殊寝台<br>・体位変換器<br>・移動用リフト                          | ×                | ○       | ○       |
| ・車いす付属品（クッション、電動補助装置等）<br>・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具<br>・認知症老人徘徊感知機器 | ○                | ○       | ○       |
| ・自動排せつ処理装置  | ▲                | ▲       | ○       |

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

### ●特定福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の支給を受けられます。

## より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

### ●住宅改修

手すりの取り付けや段差解消など、生活環境を整えるための住宅改修費の支給を受けられます。

#### 介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け ●和式から洋式への便器の取り替え
- 段差や傾斜の解消 ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーが市の窓口に相談しましょう。  
※住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。

## サービス利用の流れ

### ◆在宅でサービスを利用したい

#### ケアプラン作成依頼

依頼する居宅介護支援事業者や西宮市高齢者あんしん窓口<sup>(※1)</sup>が決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。

#### 要介護

居宅介護支援事業者

#### 要支援

西宮市高齢者あんしん窓口等  
ケアプランの作成は全額保険給付となり利用者負担はかかりません。

※1：お住まいの地域で担当が決まっています。



#### ケアプランの作成

##### 居宅介護支援事業者

##### 西宮市高齢者あんしん窓口

- ①利用者の状況を把握
- ②事業者との話し合い
- ③ケアプランの作成



#### サービス事業者と契約

ホームヘルプサービスなどを行う事業者と契約します。



#### 在宅サービスを利用

ケアプランに基づいてサービスが提供されます。



### ◆施設に入所したい（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）

#### 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらってもできます。



#### ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。



#### 施設サービスを利用

ケアプランに基づいてサービスが提供されます。

